



# 交通遺児支援事業の ご案内

佐藤交通遺児福祉基金は、故佐藤彦八氏[群馬県榛名町(現・高崎市)出身、太陽誘電株式会社創立者]の寄付をもとに昭和46年11月1日に設立されました。

交通事故等により扶養者を失った、又は扶養者が重度の心身障害となった交通遺児に対し奨学手当の給付等を行っています。



公益財団法人

**佐藤交通遺児福祉基金**

前橋市大手町一丁目1番1号(群馬県庁道路管理課内)

TEL.027-224-2007 FAX.027-243-7285

ホームページ <http://www.sato-kikin.or.jp/>

# 申請の手続き

「交通遺児認定申請書」(ホームページからダウンロードできます。)に次の書類を添付し申請してください。

- ①交通事故証明書の写し ②死亡診断書又は身体障害者手帳の写し  
③戸籍謄本等の写し ④在学証明書 ⑤その他必要な書類

- ・申請は随時受け付けています。
- ・認定に際して家庭の所得状態による制限はなく、また、他の奨学制度等と重複して受給することができます。
- ・貸付ではないため、返済の必要はありません。

## 事業内容

### 1 未就学児支援金及び奨学手当の給付

#### (1) 給付対象及び給付月額

種類	対象	月額
未就学児支援金	群馬県内に住所を有する満0歳からの未就学児	7,000円
児童生徒	小学生 義務教育学校生(前期課程)	9,000円
	中学生 義務教育学校生(後期課程) 中等教育学校生(前期課程)	15,000円
	公立 高校生 中等教育学校生(後期課程) 専修学校生(高等課程)	23,000円
	私立 高校生 中等教育学校生(後期課程) 専修学校生(高等課程)	33,000円
	高等専門学校生(1～3学年)	33,000円
奨学手当	自宅 大学生、短期大学生 高等専門学校生(4学年以上) 専修学校生(専門課程) 各種学校生	33,000円
	自宅外 大学生、短期大学生 高等専門学校生(4学年以上) 専修学校生(専門課程) 各種学校生	43,000円

※交通事故等により扶養者である父母がともに死亡し、又は重度の心身障害となった場合は上記の倍額を給付します。

児童生徒…上記の対象に該当し、群馬県内に住所を有する満18歳に達する年度までの者。特別支援学校生は各区分に含める。

学生…上記の対象に該当し、本人又は扶養者が群馬県内に住所を有する者。専修学校及び各種学校は修業年限が2年以上のものに限る。受給期間上限4年。満20歳年度中まで申請可。

#### (2) 給付時期及び給付方法

給付は年2回とし、5月及び11月の末日に交通遺児名義の口座にそれぞれ6ヶ月分を振込みます。認定後、初回の給付は認定された月から9月又は3月分までを認定した翌月に振込みます。

### 2 入学祝い金等の給付

#### (1) 給付対象及び給付額

当該年度4月分奨学手当の給付を受ける資格のある者及び当該年度6月末日までに交通遺児の認定を受けた者

区分	金額
小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校への入学、義務教育学校後期課程への進級	30,000円
高等学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程)への入学、特別支援学校への入学、中等教育学校後期課程への進級	70,000円

#### (2) 給付時期及び給付方法

5月末日に給付する奨学手当と同時に交通遺児の届出口座に振込みます。

当該年度6月末日までに新規に認定された場合は初回の奨学手当と同時に振込みます。

### 3 就職支度金の給付

#### (1) 給付対象及び給付額

中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校(高等課程)を卒業し、就職する者

区分	金額
中学校、義務教育学校及び特別支援学校(中学部)を卒業し、就職	276,000円
高等学校、中等教育学校、特別支援学校(高等部)及び専修学校(高等課程)を卒業し、就職	396,000円

#### (2) 給付時期及び給付方法

3月に交通遺児の届出口座に振込みます。

### 4 交通遺児の交流事業

交通遺児及びその家族を対象に日帰り旅行等を実施します。

## 寄附のお願い

当基金が行う交通遺児支援事業は皆さまからのご寄附に支えられています。皆さまのご支援ご協力をお待ちしております。

寄附金は、事務局へのご持参、現金書留による送金の他、振込みでもお受けしています。

群馬銀行 県庁支店 普通預金 0053068

ゆうちょ銀行 00160-0-584820

※専用の払込票をお送りいたしますので事務局へご請求ください。

【口座名】公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金

### 当基金への寄付金は、税制上の優遇措置が受けられます。

個人の場合、所得税の税額控除及び個人住民税の税額控除(寄附者の方がお住まいの地方自治体の条例で指定されている場合)が、法人の場合、算定限度額までの損金算入が可能です。